

## 介護課からお知らせ

介護課 内線344

<障害者控除対象者の認定申請について>

障害者手帳等を取得していない「65歳以上のねたきり老人等の方」でも、町の認定を受けることにより、所得税や住民税での「障害者控除」を受けることができます。

介護課で認定申請を受付けております。

<介護保険料の減免申請について>

生活保護を受けずに自立し、生計を維持している低所得の方に対して、介護保険料の一部を減免する制度があります。

介護課で減免申請を受付けております。

詳しくは、介護課までお問い合わせください。

## 第25回県西地区障害者文化事業 ~つなごう みんなの心~

小田原養護学校（事務局） ☎37-2755

【日 時】12月9日(土) 9:30~15:30

【会 場】川東タウンセンターマロニエ

【内 容】

講演会（10:00~12:00）

盲導犬を連れた音楽家たちによるコンサート（講師：チームアウローラ）

交流会（13:15~15:30）

“ルナ&テラ”によるパラグアイハーブとギター演奏、施設・作業所の職員による演奏など

作品展・バザー（9:30~15:30）

## 特別遺族給付金の 請求について

神奈川労働局 ☎045-650-2803

特別遺族給付金は、石綿（アスベスト）を取り扱う作業に従事したことにより中皮腫や肺ガン等を発症し、平成13年3月26日以前に死亡した労働者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して支給されるものです。

給付金の支給を希望されるご遺族の方は、神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署にご相談のうえ、請求手続きをしてください。

## 精神障害者地域生活支援センター 「やすらぎ」 湯河原町開催日程のご案内

保健センター 内線362

「やすらぎ」は、湯河原・小田原・箱根・真鶴にお住まいの精神障害のある方やそのご家族が気軽に利用できる憩いの場です。

【日 時】12月4日(月)12:00~15:30

【会 場】湯河原町保健センター

【内 容】

**面接・電話相談**

精神保健福祉士等が相談をお受けします。相談専用電話☎090-6508-6560

**フリースペースの利用**

リラックスできる憩いの空間です。コーヒー・紅茶の無料サービスがあります。

**食事サービス（要予約）**

12月1日(金)15時までに予約してください。（1食400円）なお、食事は当日いただきます。メニューは、麻婆豆腐、中華サラダ、中華スープです。

食事サービスは、ボランティア「とまり木」にご協力いただきます。

【予約・問合せ】

曾我病院医療相談室（事務局）

☎42-1691

## 人権擁護委員に 鈴木眞一さんが 委嘱されました

福祉課 内線314

平成18年10月1日付けで鈴木眞一さんが人権擁護委員に委嘱されました。



鈴木眞一さん ☎62-5286

人権擁護委員は、法務大臣が法律に基づいて地域住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を委嘱し、基本的人権にかかる様々な問題の相談を受け、解決に導く相談の窓口を務めています。

## 子育て 健康 福祉



## ご存知ですか？ 国民年金 任意加入制度

住民課 内線326

国民年金から老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金（厚生年金や共済組合）に原則として25年以上加入し保険料を納付していること（保険料免除期間等を含む）が必要です。また、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料をすべて納めると満額の年金が受けられます。

しかし、年金加入期間が短く年金を受けるための受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、保険料の未納期間等があるために年金額が減額されてしまう場合は、60歳から65歳になるまで、国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。ただし、老齢基礎年金を受けている方や、厚生年金及び共済組合に加入している方は任意加入できません。

また、65歳まで任意加入しても受給資格期間を満たせなく70歳になるまでの間で受給権が確保できる場合は、加入期間を延長できます。（特例任意加入制度）

この他にも、海外に居住した場合（日本国内に住所がない場合）、希望により任意加入することができます。

## 退職者医療制度 切り替えのお知らせ

住民課 内線325

会社を退職後国民健康保険に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けている方及び被扶養者は、「老人保健制度」の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」に該当します。

既に退職者医療制度に加入されている方以外で、上記に該当する方には別途保険証をお送りしますので、現在お持ちの一般被保険者証(みずいる)を、同封の返信用封筒に入れて役場まで返送ください。(切手不要)

なお、負担割合や保険料に変更はありません。